

障害者スポーツ推進プロジェクト 委託要項

平成30年1月18日
スポーツ庁次長決定
平成31年2月4日一部改正
令和2年2月5日一部改正
令和3年2月15日一部改正
令和4年1月17日一部改正
令和5年2月6日一部改正

1. 趣 旨

東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要である。また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることも重要である。

これらのことから、本事業は、障害のある方とない方がともにスポーツを楽しむ機会を創出し、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を図ることを目的として実施する。

2. 事業の内容

スポーツ実施状況・阻害要因等の把握、振興ツール創出等のための調査研究事業、障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業、特別支援学校における運動・スポーツ活動促進等事業等を行う。

3. 事業の委託先

都道府県、市区町村又は法人格を有する団体

4. 事業期間

本事業の委託契約期間は、原則として契約を締結した日から当該年度3月31日までとする。

5. 委託手続

- (1) 委託先が本事業の委託を受けようとするときは、事業計画に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出すること。

- (2) スポーツ庁は、上記(1)により提出された事業計画等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、委託先に対し事業を委託する。

6. 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約等に違反したとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止）の報告

委託先は、本事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、スポーツ庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書について審査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、本事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 著作権等

- (1) 本事業により発生した著作権がある場合には、原則として、スポーツ庁に帰属させる。

- (2) 上記(1)の規定により著作権を委託先からスポーツ庁に譲渡する場合において、当該著作物を自ら創作したときは、委託先は当該著作人格権を行使しないものとし、また当該著作物を委託先以外の第三者が創作したときは、委託先は当該第三者が著作人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。
- (3) ただし、委託契約書において上記(1)及び(2)と別の定めがあるときは、この限りではない。

1 1. その他

- (1) スポーツ庁は、委託先による本事業の実施が委託事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、委託事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。
- (6) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり、必要な事項については、別に定める。